

歳出・歳入一体改革に係る数値目標等
—閣議決定と有識者議員の提言—
(参考資料)

平成18年3月29日

	閣議決定等	有識者議員の提言
基礎的財政収 支/財政健全化	(「改革と展望－2005年度」(18年1月20日)) ・政府としては、財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、<u>まずは、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。</u>	(「歳出・歳入一体改革の考え方」(18年2月1日)) ・基礎的財政収支黒字化の後、<u>債務残高／GDP比の引下げ</u>等を目指した基礎的収支の黒字幅などの目標を明確に示す。 (「歳出・歳入一体改革について」(18年3月16日)) ・様々な経済環境の下で、複数の収支改善努力の効果について検討を行ったが、大半のケースにおいて国と地方を合わせた財政健全化目標(債務残高GDP比の持続的な引下げ)をクリアするためには、<u>基礎的財政収支GDP比2%以上の黒字</u>を目指した収支改善努力が必要。 特に、国の債務残高GDP比の大きさを考慮すると、その持続的な引下げのためには、<u>国の基礎的財政収支GDP比を1.5%以上の黒字にすることが必要。</u>
政府の規模	(「基本方針2003」(15年6月27日)) ・プライマリーバランスを黒字化する(過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない)など財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば<u>潜在的国民負担率</u>で見て、その目途を<u>50%程度</u>としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。	(「社会保障制度改革のあり方」(15年6月9日)) ・政府の肥大化を抑え、経済社会の「活力」を維持するために、将来の<u>潜在的国民負担率を50%程度</u>に抑制することをめざす。

地方財政	(「改革と展望－2005年度」(18年1月20日)) ・政府としては、財政の健全化に向けて、引き続き政府の大きさを抑制するとともに、<u>まずは、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。</u> (「行政改革の重要方針」(17年12月24日)) ・地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。	(「国と地方の財政健全化について」(18年3月7日)) ・国、地方それぞれが、財政の構造的安定性を有するためには、金利が成長率を1%分上回っている場合、<u>国は、基礎的財政収支1.1%、地方は、0.4%の黒字幅を最低限維持することが必要である</u>(仮に、金利が成長率と等しい場合は、基礎的財政収支黒字を持続することができれば、構造的安定性を早期に実現できることになる)。 ・アンバランスの是正に向け、国と地方の役割分担を踏まえ、<u>補助金の削減や交付税を含む税財源配分(負担増を求める場合を含め)の調整</u>について、改革を推進する。 ・<u>地方財政計画の歳出</u>について、トップダウンで<u>大胆な削減目標</u>を掲げることが必要である。 ・5年後、10年後のそれぞれの財政健全化目標を明確化し、国、地方を通じた歳出全般にわたる削減・合理化への取組みを加速する。同時に、国、地方とも資産・債務改革、特別会計改革を確実に推進する。
社会保障	○社会保障給付費の伸びの抑制 (「基本方針2003」(15年6月27日)) ・今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、医療制度改革を加速するとともに、年金制度や介護制度について新たな改革を行い、持続可能な制度を確立し国民の安心を確保しながら社会保障給付費の伸びを抑制する。その際、自助努力や民間部門の活用を図ることが重要である。	(「社会保障の在り方について」(18年3月7日)) ・給付は負担能力に見合った水準でなければ持続可能性を持たず、グローバル化の下での我が国経済の活性化と両立可能な制度に再構築し、安心の基盤を強固なものとする。 ・給付に見合う安定的な財源を確保する。 ・「社会保障給付」と「社会保障のための保険料・税負担」の規模、範囲、内容についての複数の選択肢を提示

	○年金制度改正 ・<u>基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ</u> ・保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整 等 ○介護保険制度改革 ・総合的な介護予防システムの確立 ・施設給付の見直し 等	・高齢者関係給付に極端に配分が偏っている我が国の社会保障制度を大胆に再設計し、少子化への流れに対応した施策を推進する。 ・IT化の推進と社会保障番号の汎用的活用、いわゆる「社会保障個人会計」の導入 (「社会保障制度改革のあり方」(15年6月9日)) ・年金制度の安定性のために、<u>将来に至るまで負担を抑制し、負担に見合った給付にする。</u> ・<u>保険料率は、現状を極力上回らないようにし、高くとも18%に止める。</u>それに見合ったレベルに、給付も抑制する。 ・給付水準の抑制に際しては、高齢者の経済格差に配慮した給付抑制や、支給開始年齢の引上げ等も、選択肢として検討する。また、片働き世帯を前提とした給付設計を見直す。 ・<u>負担(保険料+国庫負担)を一定水準に固定し、人口や経済の状況変化に応じて給付を調整する仕組みに変える。</u>その際、給付調整のルールを明確にし、安易な先送りがなされないようにする。 (「社会保障制度の総合的改革に向けて」(16年5月19日)) ・介護費用の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の総合的改革の観点に立って、平成17年度に改革を行う。 ① 軽度要介護者に対する重度化防止に重点化 ② 在宅における痴呆ケア、施設における個室・ユニット化等の推進
--	--	---

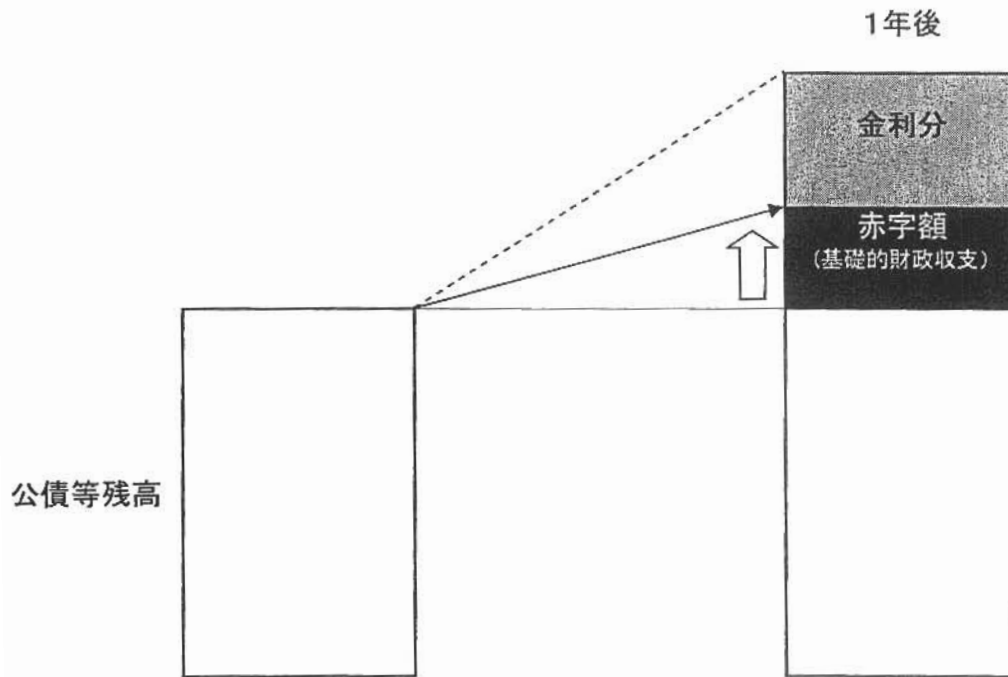
	○医療制度改革 ((「医療制度改革大綱」(17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定))、健康保険法等の一部を改正する法律案) ・医療費適正化の総合的な推進 ➢ 生活習慣病対策など中長期的な医療費適正化 ➢ 保険給付の内容・範囲の見直し等 ・新たな高齢者医療制度の創設 等 ・医療給付費の伸びに関しては、<u>5年程度の中期を含め</u>、将来の医療給付費の規模の見通しを示す。そして、これを医療給付費の伸びの実績を検証する際の目安となる指標とする。 ・将来の医療給付費の規模の見通しを示すに当たっては、例えば、その対国民所得比や対GDP比を示し、国民にとって安心できる医療の確保ができるかどうかという観点や、国民負担の面で許容範囲にあると考えられる程度の水準にあるかどうかという観点から、厚生労働省、経済財政諮問会議等で検討を行う。その後、現実に医療給付費の対国民所得比等の一定の増加が見込まれる場合、どのような要因に基づいているのか検証し、施策の見直しの必要性について検討を行う。	③ 第三者評価の義務付け等のサービスの質の向上 ④ 年金との重複給付の調整等を図る観点から「ホテルコスト」・食費等の利用者負担の見直し (「医療制度改革について」(17年10月4日)) ・<u>医療給付費の対GDP比</u>は、現状のまま推移すると、2004年度の5.2%から2025年度には8%台にまで上昇し、国民負担の大幅な増加が予想される。しかし、例えば、「高齢化修正GDP」を適用することで、<u>対GDP比は概ね横ばい(5%台)</u>にとどめることができる。我々は、この程度の水準に抑えることが望ましいと考える。
--	--	--

総人件費	(「行政改革の重要方針」(17年12月24日)) ○総人件費改革の実行計画 ・政府の規模の大胆な縮減に向けて、<u>国家公務員(94.8万人、郵政公社職員を含む。)</u>の総人件費について、<u>対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させる</u>といったような<u>長期的な目安</u>も念頭におきながら 改革を進める。 ○国家公務員の純減目標 ・政治的リーダーシップの下、<u>今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員(定員ベースで68.7万人)を5%以上、純減させる。</u> ・<u>国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間で5%以上純減させる。</u> ○地方公務員の純減目標 ・<u>4.6%以上の純減確保</u>に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。	(「総人件費改革について」(17年10月21日)) ・政府の規模の半減という目標に対応して、公務員総人件費の削減について国家公務員(94.8 万人、郵政公社職員を含む)の総人件費の対GDP 比を10 年で概ね半減させるといった大胆な目標を明示する。 ・政治的リーダーシップの下、今後5年間で、郵政を除く国家公務員(定員68.7 万人)の5% 以上を確実に純減させる。このため、ワークアウト体制を構築する等、具体的な取り組みを進める。自衛官の人員、国会・裁判所等についても、聖域を設けず行政機関に準じて純減を検討する。 ・「基本方針2005」で要請した<u>4.6 %以上の純減確保</u>に向けた各地方団体の真摯な取組を通じて、国も定員関係の基準を見直し、純減の上積みが確保されるよう取り組む。
-------------	---	--

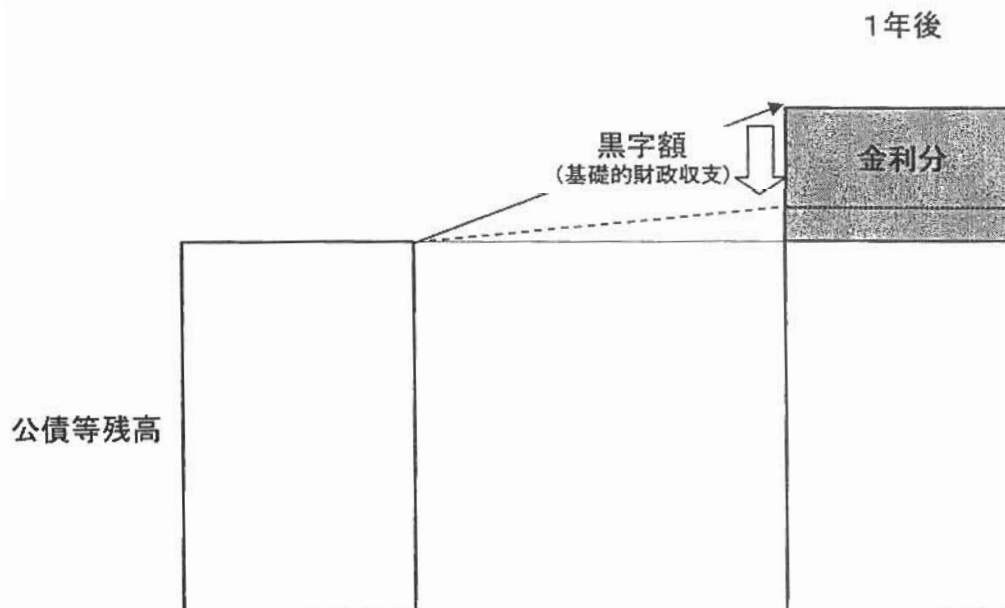
その他歳出	公共投資	(「改革と展望」(14年1月25日)) ・国の公共投資については、その時々を経済動向を勘案しつつ、「<u>改革と展望</u>」の対象期間を通じ、<u>景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく</u>。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。	(「歳出・歳入一体改革の考え方」(18年2月1日)) ・公共投資は評価の厳格化、談合の排除等によって、<u>国際的水準を踏まえ抑制</u>する。
	防衛費	(「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(16年12月10日)) ・この計画の実施に必要な<u>防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめぐとする</u>。 ・この計画については、<u>3年後には</u>、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、<u>必要に応じ見直し</u>を行う。	
	研究開発投資	(「第3期科学技術基本計画」(18年3月28日)) ・政府研究開発投資について、第3期基本計画期間中も対GDP比率で欧米主要国の水準を確保することが求められている。この場合、<u>平成18年度より22年度までの政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円</u>とすることが必要である。	
	ODA	(「基本方針2005」(17年6月21日)) ・ミレニアム開発目標に寄与するため<u>ODAの対GNI比0.7%目標の達成に引き続き努力する</u>との観点から、我が国にふさわしい十分なODAの水準を確保する。	

公債等残高と基礎的財政収支の関係

(1) 基礎的財政収支赤字の場合



(2) 基礎的財政収支黒字の場合

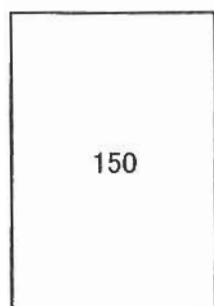


基礎的財政収支 = 「借入を除く税収等の歳入」 - 「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」

名目長期金利、名目成長率と基礎的財政収支の関係

【公債等残高】

150

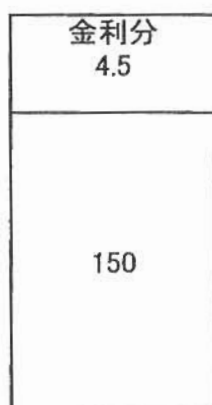


1年後

金利が3%

基礎的
財政収支が
均衡

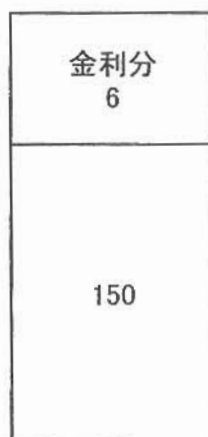
154.5



金利が4%

基礎的
財政収支が
均衡

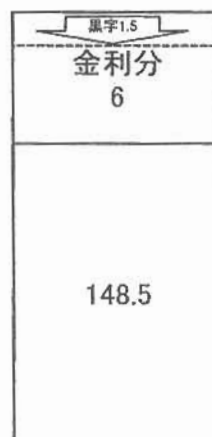
156



金利が4%

基礎的
財政収支が
1.5の黒字

154.5



【公債等残高GDP比】

1.50倍

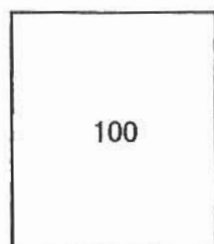
1.50倍

1.51倍

1.50倍

【名目GDP】

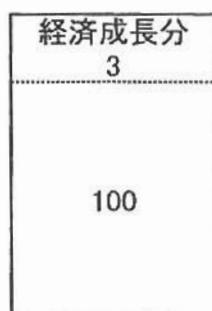
100



1年後

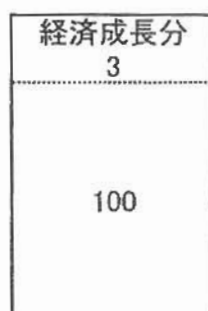
成長率が3%

103



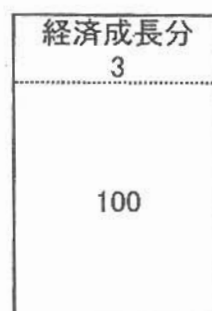
成長率が3%

103



成長率が3%

103



(公債等残高対GDP比が低下する条件)

$$\frac{\text{基礎的財政収支の黒字}}{\text{名目GDP}} > \left(\text{名目長期金利} - \text{名目成長率} \right) \times \frac{\text{公債等残高}}{\text{名目GDP}}$$